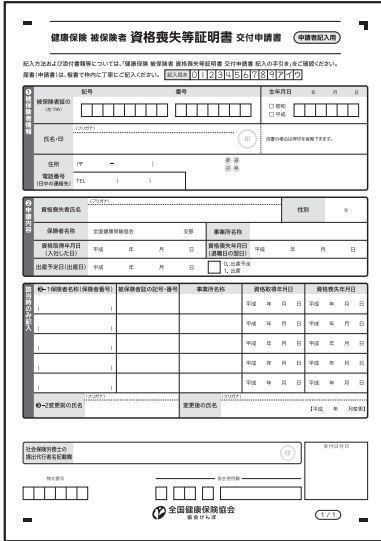


健康保険 被保険者 資格喪失等証明書 交付申請書 記入の手引き

資格喪失後の出産育児一時金を、直接支払制度を利用して受ける際に、医療機関等との手続きが必要となる「資格喪失等証明書」を交付します。

申請書は1枚です。
漏れなく正確にご記入ください。



こんなときにご提出ください。

この申請書は、資格喪失後の出産育児一時金の支給を直接支払制度を利用して受ける場合、医療機関等との手続きの際に提示が必要となる「資格喪失等証明書」の交付を受けるための申請書です。

証明書の交付を受けることができる方は以下のいずれにもあてはまる方です。

- 1 健康保険の資格を喪失する日の前日までに継続して1年以上健康保険の被保険者であった方
- 2 出産予定日(出産日)が、資格喪失の日から6か月以内である方

添付書類をご用意ください。

最後に加入した健康保険の被保険者期間(資格取得年月日から資格喪失年月日の前日まで)が1年未満の場合、過去1年間に加入した健康保険のうち健康保険組合の加入記録が確認できる資格喪失証明書等(保険者が発行したもの)

※過去1年間の健康保険のうち、協会けんぽの加入記録の証明書は不要です。

資格喪失後の出産育児一時金

健康保険の資格を喪失する日の前日までに継続して1年以上(※)被保険者であった人が資格喪失の日後、6か月以内に出産をしたときは、最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。(資格喪失後、健康保険組合や共済組合等の被扶養者になっている場合か、市区町村等の国民健康保険に加入の場合に限ります)

この場合、現在加入の保険者か、資格を喪失した際に加入していた保険者のどちらか一方から、出産育児一時金の支給を受けることとなります。支給される金額等をご確認のうえ、どちらから支給を受けるかをご選択ください。

資格を喪失した際に加入していた保険者(協会けんぽ)からの支給を選択し、かつ、医療機関等への直接支払制度をご利用する場合、この申請書をご提出いただくこととなります。

※継続して1年以上 とは

資格喪失日(任意継続被保険者の資格を喪失した方は、その資格を取得した日)の前日までに継続して1年以上(任意継続被保険者や共済組合の組合員であった期間は除き、健康保険組合の被保険者であった期間は含みます)

次ページに記入例があります。➔

ご提出・お問い合わせ先

最後に加入していた協会けんぽ都道府県支部にご提出ください。(郵送で提出できます)
*各支部の電話番号、所在地などは、協会けんぽホームページをご覧ください。



協会けんぽ

検索